

# 軽自動車税の税額が変わります

軽自動車の大型化・高性能化に伴い、自動車税との負担の均衡化を図るため、税額が引き上げられることになりました。平成28年度課税分からの変更点についてご案内します。

問い合わせ／市民税課諸税担当（内線2252）

## 原動機付自転車及び二輪等

車種区分	年税額	
	現行税額	新税額
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円
小型二輪	250cc超	4,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円
	その他	4,700円
		2,400円
		5,900円

図1 原動機付自転車及び二輪等

車種区分	年税額		
	現行税額 ※1	新税額 ※2	重課税額 ※3
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	営業用	5,500円	6,900円
	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	3,000円	3,800円
	自家用	4,000円	5,000円

※1 平成27年3月31日以前に取得した車両は「現行税額」を適用します  
※2 平成27年4月1日以降に新規取得した新車は「新税額」を適用します  
※3 「重課税額」は、最初の新規検査を受けた月から13年を経過した車両に適用されます（平成28年度課税分では、最初の新規検査を受けた年が平成14年以前の車両が重課税額の対象となります）。平成27年3月31日以前に登録されている車両は、登録後13年を超えるまで現行税額のままであります。  
また、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。  
★ ★ ★ であります。図4の（ア）（イ）については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

原動機付自転車等の廃車手続きはお済みですか？  
盗難や廃棄等によって、軽自動車や原動機付自転車等がお手元になくて、廃車手続きは、平成28年3月31日までに済ませましょう。

## 軽自動車

平成28年度から現行の税額のほか、新税額と重課税

税額に変更となります。



## 軽自動車税の軽課税率について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る）について、その燃費性能に応じ、税率を軽減する軽自動車税のグリーン化特例（軽課）を適用します。

なお、図3の対象車であるガソリン・ハイブリッド車はいずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）であり、図4の（ア）（イ）については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

図3 軽自動車の軽課税率

車種区分	軽課を適用した場合の年税額		
	75%軽減	50%軽減 (ア)	25%軽減 (イ)
三輪	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用 営業用	1,800円	3,500円
	自家用	2,700円	5,400円
	貨物用 営業用	1,000円	1,900円
	自家用	1,300円	2,500円
			3,800円

図4 軽課税率を適用した場合の税額

車種区分	軽課を適用した場合の年税額		
	75%軽減	50%軽減 (ア)	25%軽減 (イ)
三輪	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用 営業用	1,800円	3,500円
	自家用	2,700円	5,400円
貨物用 営業用	1,000円	1,900円	2,900円
自家用	1,300円	2,500円	3,800円

